

上里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）パブリックコメントの意見内容と回答について

令和2年12月28日（火）～令和3年1月26日（火）にパブリックコメントを実施したところ、1名の方から2項目のご意見が寄せられました。寄せられたご意見及びそれに対する町の考え方を公表いたします。

（反映状況の区分）

A：意見を反映し、案を修正した

D：意見を反映できなかった

B：既に案で修正済み

E：その他

C：実施段階または次の改定で参考としていく

NO	頁	寄せられたご意見の内容	上里町の考え方	区分
1	80ページ	<p>○「5. 認知症施策の推進」</p> <p>若年性認知症の方や、介護保険サービスの利用が優先される脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方について、介護保険サービスで支援者への研修を行う、当事者家族の集う場を設けるなどを計画に盛り込むと共に、器質性精神障害（認知症、高次脳機能障害）との診断につなげ、併用できる障害福祉サービスの利用や、障害年金の支給の可能性を探っていけるよう支援する仕組みを構築していくことを計画に記してください。</p>	<p>支援者への研修は、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を開催しており、P.87に掲載しております。</p> <p>また、認知症の方と家族が集う場として認知症カフェを開催しており、家族の相談の場にもなっていることをP.81に掲載しておりますが、「認知症高齢者」と限定されているため、記載を改めます。</p> <p>診断につなげることの支援は（2）認知症初期集中支援チームの運営に「早期に専門医療機関の受診…」と記載していますが、対象を「若年認知症等」に改めます。</p> <p>障害福祉サービスの利用と障害年金の支給の可能性を探るとの記載については、「医療と介護、保健、障害福祉の関係部署と連携し…」との記載に含まれると考えます。</p>	A
2	86ページ	<p>○「1. 家族介護支援事業（1）認知症高齢者見守り事業」</p> <p>65歳未満の脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方も、この事業の対象にする、あるいは対象にすることについて、今後、検討していくことを計画に記してください。</p>	<p>この事業は任意事業であり、財源構成上65歳以上の方を対象とするため、第2号被保険者を対象にするに記載することは難しいと考えます。しかしながら、65歳未満の脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方や若年認知症の方でこの事業を必要とする方はいらっしゃると思いますので、上里町徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱等の対象に「町長が特に必要と認める者」と規定し、第2号被保険者もサービスを利用できるよう配慮しています。</p>	E